

○総務省告示第二百十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第九号の(1)(九)及び(2)(九)の規定並びに同項第十号の(9)の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第七十号（一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置からの電波の強度に対する安全施設の状況を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年六月三十日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 発

一 一般用非接触電力伝送装置については、利用周波数による発射による電波の強度が、次に規定する電波の強度の値を超えないよう措置されていること。

周波数	電界強度の実効値 (V/m)	磁界強度の実効値 (A/m)
425kHz 以上 524kHz 以下	275	2.18 f <sup>-1</sup>
6.765MHz 以上 6.795MHz 以下	824 f <sup>-1</sup>	2.18 f <sup>-1</sup>

[注 1 略]

2 電界強度及び磁界強度は、それらの6分間における平均値とする。

[3 略]

二 電気自動車用非接触電力伝送装置については、利用周波数による発射による電波の強度が、次に規定する人体が電波に不均一にばく露される場合の電波の強度の値を超えないよう措置されていること。

周波数	電界強度の実効値の空間的平均値 (V/m)	磁界強度の実効値の空間的平均値 (A/m)
79kHz 以上 90kHz 以下	83	21

注 1 電界強度及び磁界強度は、それらの時間平均を行わない瞬時の値とする。

2 同一場所若しくはその周辺の複数の設備が電波を発射する場合又は一の設備が複数の電波を発射する場合は、電界強度及び磁界強度については表中の値に対する割合の和の値、又は国際規格等で定められる合理的な方法により算出された値がそれぞれ1を超えてはならない。

[三 略]

各 出 発

一 [同左]

周波数	電界強度 (V/m)	磁界強度 (A/m)	平均時間
425kHz 以上 524kHz 以下	275	2.18 f <sup>-1</sup>	6分
6.765MHz 以上 6.795MHz 以下	824 f <sup>-1</sup>	2.18 f <sup>-1</sup>	

[注 1 同左]

2 電界強度及び磁界強度は、実効値とする。

[3 同左]

二 [同左]

周波数	電界強度の空間的平均値 (V/m)	磁界強度の空間的平均値 (A/m)	平均時間
79kHz 以上 90kHz 以下	894	72.8	1秒未満

注 1 電界強度及び磁界強度は、実効値とする。

2 同一場所若しくはその周辺の複数の設備が電波を発射する場合又は一の設備が複数の電波を発射する場合は、各周波数の表中の値に対する割合の和の値が1を超えてはならない。

[三 同左]

備考 表中の [ ] の記載は対応しない。